



2019年5月8日

各位

会社名 タイガースポリマー株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡辺 健太郎
(コード番号：4231 東証第一部)
問合せ先 取締役総務部長 山本 敬史
(TEL：06-6871-8056)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月8日開催の取締役会において、2019年6月25日開催の第77期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

監査役が法令に定める員数を欠く場合に備え、株主総会において補欠の監査役が選任できるよう、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案の対照は、下記のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) 第30条 取締役および監査役は、株主総会の決議によって選任する。 (新 設)	(選任方法) 第30条 取締役および監査役は、株主総会の決議によって選任する。 <u>2. 会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査役を選任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第30条 取締役および監査役は、株主総会の決議によって選任する。 (新 設)</p> <p>2. 取締役および監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の解任方法)</p> <p>第31条 (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第32条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. 前項に関わらず、選任されたときに他の取締役が在任している場合、選任された取締役の任期は当該他の取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>3. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>4. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。 (新 設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第30条 取締役および監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査役を選任することができる。</u></p> <p>3. 前二項の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>4. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の解任方法)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第32条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. 前項に関わらず、選任されたときに他の取締役が在任している場合、選任された取締役の任期は当該他の取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>3. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>4. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>5. <u>第30条第2項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>6. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の終了するときまでとする。ただし、補欠監査役選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときを超えることができないものとする。</u></p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月25日

定款変更の効力発生日 2019年6月25日

以上